

○大野城太宰府環境施設組合議会の定例会の回数を定める条例

昭和53年2月23日  
条例第2号

大野城太宰府環境施設組合議会の定例会の回数は、毎年2回とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和54年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和54年2月28日から適用する。

附 則(昭和57年条例第2号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。